

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社 RE-INNOVATIONS に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社 RE-INNOVATIONS に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 10 月 7 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 RE-INNOVATIONS に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社 RE-INNOVATIONS（「RE-INNOVATIONS」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、RE-INNOVATIONS の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、RE-INNOVATIONS がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

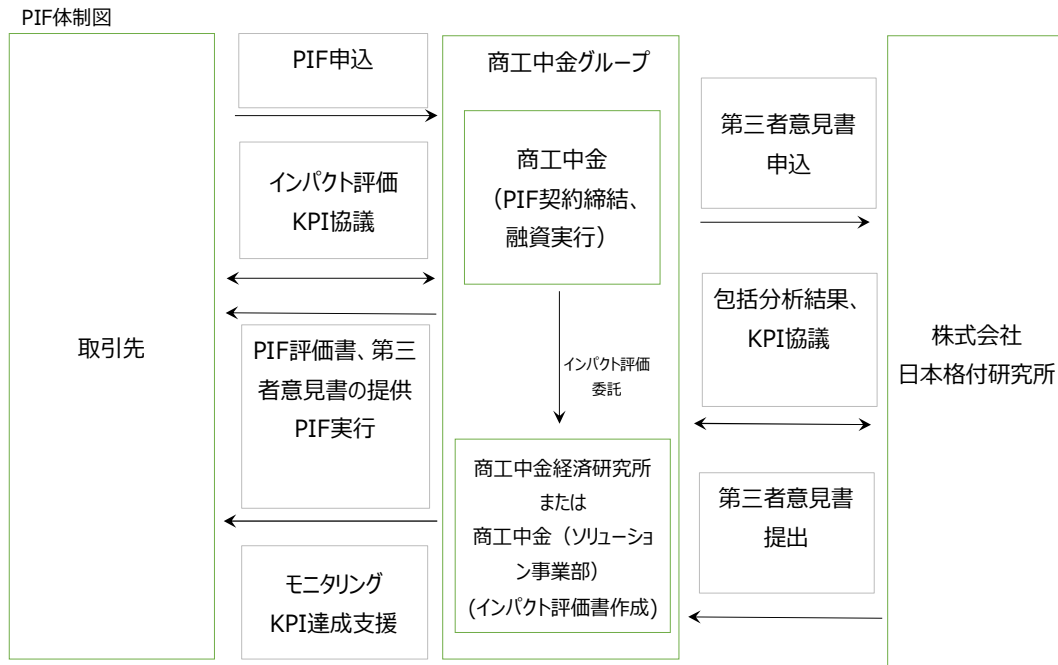
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

価値ツールを確立したことを確認した。

- (1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である RE-INNOVATIONS から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置された



JCR Sustainable
PIF for SMEs

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

神田 美咲

神田 美咲

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 10 月 7 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社 RE-INNOVATIONS（アールイー・イノベーションズ 以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（※1）に対するファイナンスに適用しています。

※1: 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社 RE-INNOVATIONS
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年(期間 1 年のコミットメントライン 更新オプション 4 回)
モニタリング実施時期	毎年 1 月

2. 企業概要・事業活動

2. 1 基本情報

本社所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目 24-3 FORECAST 神田須田町 6 階
創業・設立	【設立】2019(平成 31)年 3 月 1 日
資本金	6,000,000 円
従業員数	19 名(2026 年 5 月現在)
事業内容	太陽光発電システム構成機器等に関する事業（以下に記載する事業） パワーコンディショナー及び制御機器等の販売代理店事業、 商材コンサルティング事業、付加価値商材の共同購買事業、 太陽光発電所開発事業、O&M・リノベーション事業
主要取引先	SolarEdge Technologies, Inc.(ソーラーエッジ社) Enphase Energy Inc.(エンフェイスエナジー社) 国内外の太陽光発電関連の設備メーカー各社 国内の EPC 事業者、太陽光発電施設設置事業者、施工業者等

【2. 1. 1 事業の概要】

●当社は太陽光発電システムを構成する機器類の卸売事業者である。主に海外製の MLPE 機能（※2）やラピッドシャットダウン機能（※3）等を備えたシステムの制御機器（以下、制御機器）やパワーコンディショナー（以下、PCS ※4）等を中心に太陽光発電システムを構成する機器の販売及びシステム全体を取り扱っている。

●MLPE 機能に関する技術では世界的に有名な「SolarEdge Technologies, Inc.（ソーラーエッジ社）」と「Enphase Energy Inc.（エンフェイスエナジー社）」の製品の日本国内での販売代理店業務を行っている。

●当社では事業を通じて日本国内における太陽光発電システムに関する3つの課題（発電量の最適化、安全性、稼働状況の見える化（DX化））の改善に取り組んでいる。

【2. 1. 2 当社の行う主な事業・業務の内容】

（1）太陽光発電施設に関連する海外メーカーの販売代理店事業

当社は主力事業として太陽光発電システムの中核的な機器である制御機器及び PCS 等に関して優れた技術を持つ海外メーカー（以下の2社）の日本国内での販売代理店業務を行っている。

① SolarEdge Technologies, Inc.（ソーラーエッジ社）の国内販売代理店業務（総代理店）

ソーラーエッジ社（NASDAQ 上場 以下、SE 社）は、太陽光発電パネル（モジュール等）が発電した電力をモジュールレベルで最大電力点追従（MPPT ※5）を行う制御機器であるパワーオプティマイザを開発した企業である。この技術により発電パネル内にあるモジュールごとの日照条件の違い（日陰）や汚れ・損傷・劣化等により生じる各モジュールの発電量のばらつきを調整し、発電パネル全体での発電量を最大限に高めることが可能となる。欧米では広く普及している技術であり、狭い場所や複雑な形状の場所での太陽光発電設備の設置が多い日本でも今後の普及が見込まれる技術である（技術の詳細については後述 2.1.3 参照）。日本の太陽光発電システムメーカーでは京セラ株式会社が法人向け PPA（※6）サービス用の太陽光発電システムにて SE 社のこのシステムを採用している。SE 社では社会情勢への全世界的な対応の一環として、2025 年 12 月をもって同社の日本法人による日本国内での直接販売を終了し、今後は国内の販売代理店を通じた製品の販売やサポートを行う体制へ移行をしている。当社は SE 社の国内の総代理店としてその業務を引き継いでいる。なお、SE 社はイスラエル発祥の企業であるが、現在は主要拠点を米国に移し米国市場（NASDAQ）にも上場している企業である。生産拠点も米国等に置きそこから全世界へ製品を出荷している企業である。

※2 MLPE（Module Level Power Electronics）機能：太陽光発電のパネル一枚（又は二枚）ごとに小型の制御装置を設置して「発電の最適化」「即時遮断（安全性の向上）」「パネル単位での発電性能の監視」等を行う機能のこと。

※3 ラピッドシャットダウン（急速停止）機能：太陽光発電設備の設置場所で火災や災害の発生等の緊急時にシステムで発電する高電圧の直流出力を素早く安全な低電圧レベルまで低下・遮断する機能のこと。欧米では標準化が進んでいる。

※4 パワーコンディショナー：発電パネルで作った「直流（DC）」の電気を「交流（AC）」に変換する機器のこと。

※5 最大電力点追従（Maximum Power Point Tracking）：太陽光パネルなどの発電機から常に一番多くの電力を取り出すために電圧と電流のバランスを自動で調節する技術のこと。

※6 PPA（Power Purchase Agreement）：発電事業者が企業等の保有する敷地や施設の屋根を借り、無償で太陽光発電設備を設置する。そこで発電した電気は発電事業者が企業等に長期的に販売する形式の太陽光発電の活用方法のこと。

② Enphase Energy Inc. (エンフェイスエナジー社) の国内販売代理店業務

当社は太陽光発電システムに関してエンフェイスエナジー社（NASDAQ 上場 以下、EE 社）の日本国内での販売代理店業務も行っている。EE 社は従来の太陽光発電システムでは PCS で集中的に行っている「発電した電力の直流から交流への転換（DC-AC インバーター）」をパネルのモジュール毎に設置した小型の機器にて行う「マイクロインバーター技術」のリーディングカンパニーであり、この分野では米国での住宅用太陽光発電機器でトップシェア（7 割程度）を占めているといわれている（技術の詳細については後述 2.1.3 参照）。日本では 2025 年に伊藤忠商事株式会社が EE 社との戦略的業務提携を締結しており、今後日本国内でも導入の拡大が見込まれている。

（2）商材コンサルティング事業

当社は前述（1）に記載した優れた安全性や効率性で海外では普及している 2 社のシステムを中心に、太陽光発電システムを「低価格戦略だけではなく、発電量の最適化、安全性、稼働状況の見える化（DX 化）に優れたシステム」として企画・構成を行い、国内各地の太陽光発電設備メーカーや EPC 事業者（※7）等に対して太陽光発電システムの提案、営業、販売を行っている。発電パネル（モジュール）やその他の太陽光発電システムの周辺機器等も性能や価格等でユーザーが求めるニーズにあわせて最適な組み合わせを行い、一体の太陽光発電システムとしての提案及び営業を行っている。（従来は主に FIT 発電所の設置を対象としていたが、現在は既存の発電所のリパワリング等を中心に取扱っている。）

（3）付加価値商材の共同購買事業

SE 社のパワーオプティマイザ及びそれに対応する PCS 等の資材を当社が海外から一括して仕入れることにより、国内のメーカーや EPC 事業者及び工事事業者等が、これらの製品を有利な価格で安定的に調達できる仕組みを構築し国内での卸売事業を行っている。

（4）太陽光発電所の開発事業

大手製造業者等では現在、サステナビリティに対する取り組みや SSBJ 基準への対応等を踏まえ、CO2 の排出削減（脱炭素化）の動きが高まってきている。当社は太陽光発電に関して有しているノウハウを活かし、これらの需要家（ユーザー）向けに太陽光発電システムを開発、設置して売却する事業を行っている。

（5）O&M（運用・保守）事業、リノベーション事業

太陽光発電施設のメンテナンス（機器の運用管理や点検、敷地での防草シート張りや草刈等）や発電施設の設置者の日常的な運用サポート等（O&M 業務 ※8）を行っている。

※7 EPC 事業者：EPCとは設計（E：Engineering）、調達（P：Procurement）、建設（C：Construction）を一括して請け負い、一貫したマネジメントを行う業務のこと。太陽光発電システムに関してはその専門性や技術性等から、設置者は太陽光発電システムに関する EPC 事業者に相談することが多い。

※8 O&M 業務：Operation（運用及び運用管理）と Maintenance（保守・点検）を行う業務のこと。両者の頭文字をとって O&M 業務と呼ぶ。

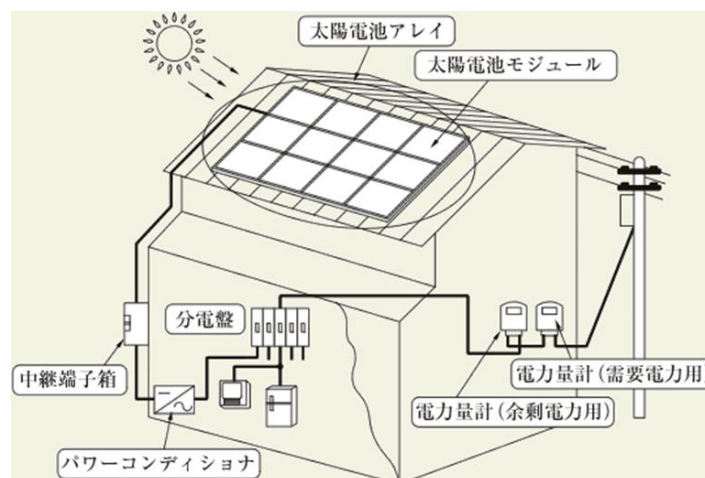
（6）電気業（太陽光発電事業）

当社自身でも発電出力 50kW 未満の低圧の事業用太陽光発電設備を全国に 45 か所保有し発電事業を行っている。なおこれらの設備で発電された電力は基本的に FIT 制度（固定価格買取制度）により売電を行っている。

【2. 1. 3 太陽光発電システムの概要について（参考記載）】

この項では当社の主な事業領域である太陽光発電システムの概要及び当社が主に取り扱う 2 社の技術や各国での法規制等について整理を行う。

（図表 1：太陽光発電システムの概要）



（公益財団法人日本電気技術者協会 HP より引用）

（1）一般的な太陽光発電システムの概要

上記の図表 1 は家庭用での太陽光発電システムの概要を示したものである。

ソーラーパネル（上の図表 1 の建屋の屋根の上にある設置物）とは、太陽光による発電を行う際の一単位の半導体である「セル（約 10 cm 四方）」を数十枚程度組み合わせた「太陽電池モジュール（概ね幅 1,500 cm×奥行 80 cm×高さ 35 cmで太陽光発電システムを構成する機器としての基本単位）」をいくつも直列に並べて「ストリング」を構成し、その「ストリング」を並列に並べて「太陽電池アレイ」を構成したものである。太陽光発電とはこのソーラーパネルにて直流電力（DC）の発電を行うことが一般的な形態である。

並列に並べられたストリング毎に発電された電気（直流電力）は各ストリングから配線で中継端子箱に集められ、一本の電線に集約して PCS に送電される。なお、この段階での電気は高圧の直流電力である。

太陽光で発電された電気は直流（DC）であるため、基本的にはそのままでは国内の通常の電気機器等には使用できない。そのため PCS にて太陽光で発電した直流（DC）の電気を交流（AC）に変換する。交流（AC）に変換された電気は更に各電気機器の仕様に合わせた電圧に変圧される。その後に分電盤により各用途に配分され電力として使用されている。（売電を行う場合には電力ネットワークに供給されることとなる。）

この他、必要に応じて各電気機器に必要な電圧に調整する変圧器（トランス）や発電した電気を一時的に蓄える蓄電池及び避雷器・保安器などが併設されて、一般的な太陽光発電所が構成されている。

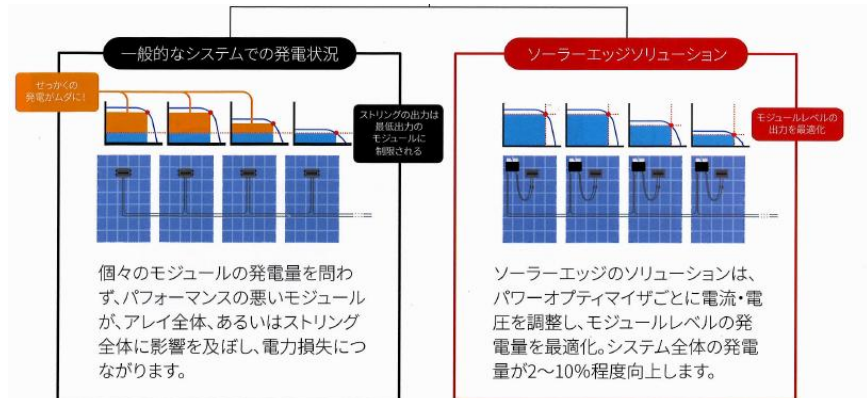
なお一般の太陽光発電では太陽光がモジュールに当たっている限り発電を継続することになる。これにより設置場所での火災や災害発生時の発電の制御が課題となっている。

(2) SE 社の技術に関する補足説明

① パワー最適マイザによる発電する電力の最適化に関する技術

前述 (1) に記載した一般型の太陽光発電システムでは一つのモジュールが日陰（日照条件）・汚れ・経年劣化・破損等で発電量が低下すると、前述のとおり各モジュールは直列に繋がれてストリングを構成しているため、そのモジュールの発電量の低下が他のモジュールにも影響を及ぼしてパネル全体の発電量が低下してしまう、という現象が発生する。この事象への対策として SE 社では各モジュール(一個又は二個毎)に「パワー最適マイザ」という発電する電力の最大出力点（MPPT）を自動計算して、一つのモジュールに汚れ等による発電量の低下が生じてても他のモジュールでの発電に影響しない様に各モジュールを独立して制御をしている技術を有している。

(図表 2 : パワー最適マイザでの MPPT による発電量最適化の概念図)



(画像は当社から提供)

② 専用の PCS

各モジュールに設置したパワー最適マイザは PCS に送る直流電力の電圧も常に一定の最適値で送電できるように自動調整を行っているため、PCS は常時一定の電圧に調整された電気を受電する。これにより PCS の直流から交流への変換を円滑に行うことが可能となり PCS の小型化や長寿命化を実現している。

③ 高い安全性

SE 社のパワー最適マイザはいかなる理由があっても交流側がオフになった場合及びモジュールの直列回路が解列した場合に、直流側（モジュール側）に安全機能が働き、直流電圧を 1 ボルトに低下させる機能を持っている。これにより火災発生時の消火活動の安全性等を高めることができる。



(画像は当社から提供)

④ リアルタイムでの各モジュールの発電データのモニタリング

個々のパワーオプティマイザは常に設置された各モジュールでの発電データ（電圧・電流・温度など）を計測している。このデータは電力線を通して PCS に送られクラウド経由でスマホやパソコンにデータが送信される。これにより設置者等は汚れや故障等によるモジュールの稼働状況をリアルタイムで管理できるというメリットがある。

(3) EE 社の技術に関する補足説明

① マイクロインバーターによる発電した電力の転換に関する技術（発電量の最適化と安全性）

一般型の太陽光発電では SE 社のシステムも含めて基本的にパネルで発電した電気を一台の PCS でまとめて直流(DC)から交流(AC)に変換しているが、EE 社の技術では各モジュールに超小型のインバーター(マイクロインバーター)を設置してその場で発電した電気の直流から交流へ転換している。これにより当該モジュールの発電状況の低下が他のモジュールに影響を及ぼすことはなくなる。またこのシステムを採用することにより太陽光発電システム内では高圧の直流電気を送電することなく、家庭用電源に近い低圧の交流電気にて送電することとなるため、システム内での放電や漏電のリスクを減少させることができる。なお、EE 社のマイクロインバーターにはラピッドシャットダウン機能も内蔵されている。

② リアルタイムでの各モジュールの発電データのモニタリングに関する技術

各マイクロインバーターと室内の制御装置(ゲートウェイ)は、電力線を通してデータの送受信を行うことが可能であるため、リアルタイムでモジュールごとの発電状況のデータ確認が可能である。

(4) 諸外国と日本国内における太陽光発電システムでの MLPE 機能の導入等の動きについて

① 欧米での動向

米国では NEC 規格（※9）により、建物に設置する太陽光発電システム（PV）に対してラピッドシャットダウン（急速停止）機能の設置を要求している。太陽光発電設備にこの機能を付与するためには MLPE 機能による上記 2 社の製品が馴染みやすいとされている。その他の欧州の諸国でも住宅事情や安全基準（火災対策）からこれらの技術が普及している。

② 日本国内での動向

日本国内では 2021 年に一般社団法人 MLPE 推進協議会が設立されている。同協会では MLPE 機能やラピッドシャットダウン機能の設置導入に向けた提言を行っている。また東京都では都が指定する MLPE 機能を持つ住宅用太陽光発電システムの設置（当社取り扱い製品を含む）に対して「機能性 PV 上乗せ補助金（一定の条件のもと kW あたり 2 万円の給付を行う等）」の制度を設けるなど MLPE 技術に関する動きは一部に見られるものの、規制に向けた直接的な動きは現時点では見られない。なお東京消防庁では「太陽光があたっている限りモジュールが直流電力を発電し続ける」という太陽光発電システムの特性と消防士による消火活動との関係等を踏まえ「太陽光発電設備に関する防火安全対策基準」にて非常口や屋外階段等に太陽光発電に関連する直流配線の設置を避けること等を求めている。

※9 NEC 規格（National Electrical Code）：全米防火協会（NFPA）が策定した電気火災や感電から人命と財産を守るための包括的な電気工事と配線に関する基準のこと。

【2. 1. 4 主な事業拠点】

拠点名	住所	事業内容等
本社	東京都千代田区神田須田町一丁目 24-3 FORECAST 神田須田町 6 階	業務全般

(当社本社)

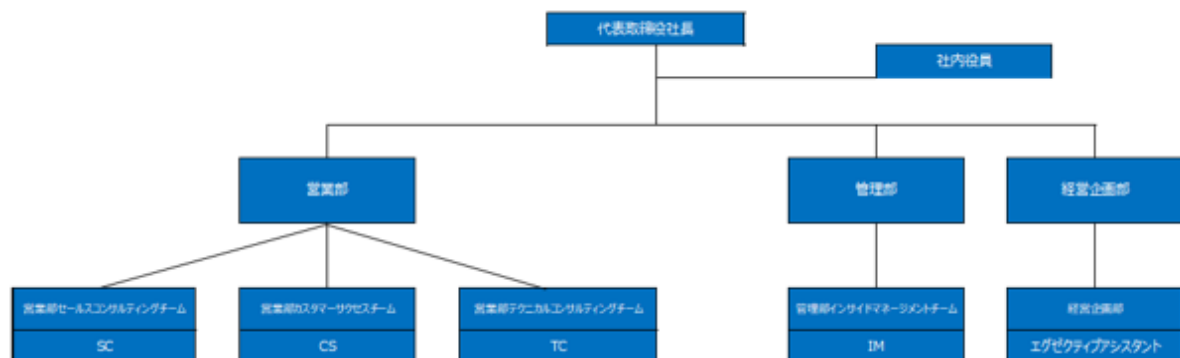
(当社の運営する低圧太陽光発電所)



(画像は当社から提供)

【2. 1. 5 当社の組織】

(図表 3：当社の組織図)



(当社へのヒアリングにより商工中金経済研究所にて作成)

(上記の組織図に関する補足説明)

- ・営業部（セールスコンサルティングチーム：SC）（9 名）
EPC 事業者やハウスメーカー、電気工事会社等へ当社の取扱製品の営業を行う。
- ・営業部（テクニカルコンサルティングチーム：TC）（2 名）
EPC 事業者や設置者等に対し太陽光発電システムのプロジェクト全体の企画・提案・コーディネートを行う。
- ・営業部（カスタマーサクセスチーム：CS）（4 名）
上記の営業業務のサポート・事務を行う。
- ・管理部（インサイドマネジメントチーム：IM）（3 名）
経理財務・人事労務・総務関連事務を行う。
- ・経営企画部（1 名）
会社全体の経営企画等を行う。

【2. 1. 6 沿革】

年 月	出来事
2019 年 3 月	株式会社 RE-INNOVATIONS 設立。再生可能エネルギー関連事業を開始 (当時の所在地：東京都千代田区神田錦町 1-23-8 5 階)
2022 年 7 月	業務拡大による増員のため、本社事務所を現在地に移転 (所在地：東京都千代田区神田須田町 1-24-3 FORECAST 神田須田町 6 階)
2025 年 2 月	EE社の日本進出に伴い、同社と販売代理店契約を締結
2025 年 12 月	SE 社が日本法人を撤退。日本国内での同社による直接販売体制は終了し、当社などの国内正規代理店による販売・サポート体制に移行。当社はその業務を受け継ぎ、2026 年 4 月より SE 社の日本における総代理店となる。

(SE 社の PCS 及びパワーオプティマイザ)

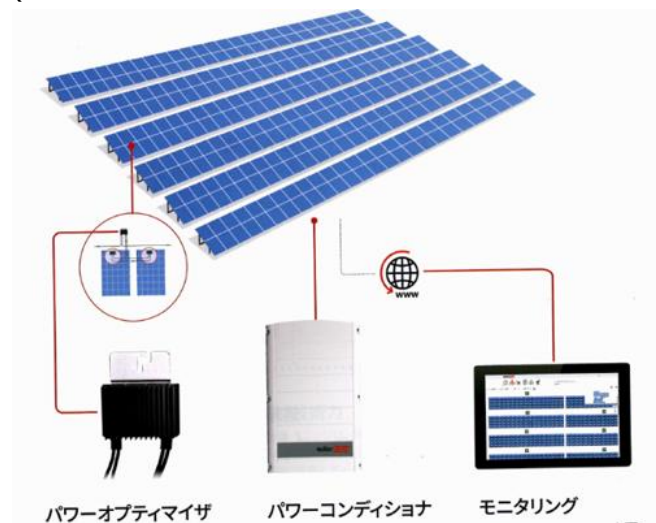
(EE 社のマイクロインバータ)



(画像は当社から提供)

当社の創業者であり、現代表取締役である岸田隼人氏は 2010 年代前半から欧州の高品質な太陽光発電メーカー製の太陽光発電システムの営業で高い実績をあげてきた人物である。太陽光発電システムの価格競争の激化等で市場環境が大きく変化していく中、岸田氏は日本に進出して間もない SE 社(2015 年に同社は日本法人設立)の技術に着目し、パワーオプティマイザ等による高性能で安全な太陽光発電システムの日本での普及に取り組むことを目的に当社を設立して事業を行っている。

(図表 4：SE 社の太陽光発電におけるソリューションの概要)

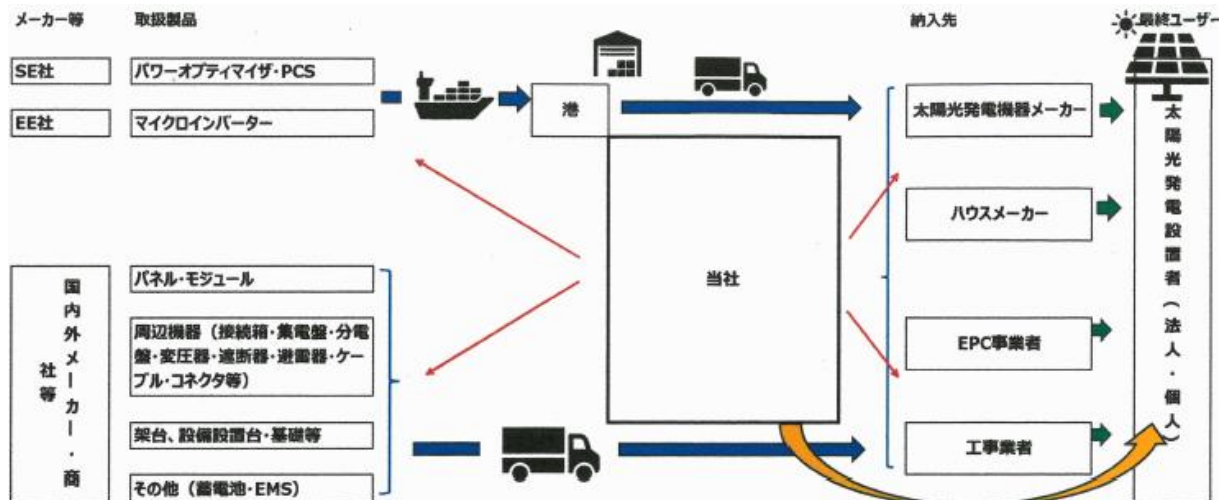


(画像は当社から提供)

【2. 1. 7 当社の事業・業務のフロー概略】

（1）当社の業務のフローの全体概要

（図表 5：当社の業務フローの概略図）



（当社へのヒアリングにより商工中金経済研究所にて作成）

（業務フローの補足説明）

- ・上記図表 5 で、青線はモノの流れ、赤線は営業等を示している。
- ・当社は SE 社や EE 社の製品（パワーオプティマイザやマイクロインバーター等）の国内販売代理店である。
- ・両社の製品の調達には海外からの輸入になるが、陸揚げ後の物流は運送業者に委託している。（SE 社の製品は当社が総代理店であり、当社が輸入業務を行う。EE 社の製品は他の代理店を経由して調達を行う。）
- ・当社は上記製品と太陽光発電に関する他の機器を組合せて太陽光発電システム全体の企画、提案、調整を EPC 事業者等に行う業務も行っている。（この場合の他の機器の物流も基本的には外部の運送業者に委託している。或いは業者側の負担としている。）
- ・設置者の他、EPC 事業者や工事業者の多くは中小企業等である。
- ・近時は、設置者に対する太陽光発電システムの O&M 業務（上記図表 5 の黄色線）を行っている。

（2）主な製造設備に関する事項

当社の事業では生産機械等の機械設備の保有・使用はしていない。事業用の低出力（50kW以下）の太陽光発電設備（野立）を全国 45 か所に保有している。

（3）事業に使用する動力の使用状況等

①電力・化石燃料（石油類・ガス他）など事業に使用するエネルギー源に関する事項

当社は太陽光発電システムに関する制御機器及び PCS 等の卸売、それらを中心とした太陽光発電システム全体の企画・提案・コーディネートを行うことが主要な業務である。物流についても基本的には外部の運送業者に委託しているため、当社の事業において大きなエネルギーを必要とすることはない。当社が事業・業務にて使用する主なエネルギー源は本社事務所（賃借）で使用する照明・空調設備で使用する電力である。（使用

する照明・空調設備は貸主側の所有である。)

②再生可能エネルギーなどへの取り組み状況

当社は自社で取り扱う制御機器や PCS 等を使用した事業用の小型太陽光発電システム（発電出力 50Kw 未満）を全国に 45 か所所有している。発電した電力は全て売電に充当している。

（４）事業に使用する水の使用状況等に関する事項

当社の事業にて直接水を使用するのは本社事務所で使用する生活排水（都市活動用水）としての利用である。また、当社の主要取扱商品は海外メーカー（SE 社・EE 社）の製品であり、海外から日本に海上輸送されるが、輸送に関しては概ねロットをまとめた大型の貨物船によるコンテナ輸送により輸入を行っている。製品輸送に使用する船は大型の ISM コードに準拠した大型の貨物船を利用しており、当社の取扱商品の輸送中に水域に影響を及ぼす可能性はない。

（５）事業上で排出する大気への排出物に関する事項

当社は主に本社事務所での活動や営業による事業活動を行っており、当社の事業から大気中に直接、有害物質や化学物質等が排出されることはない。当社は営業用、物流用の車両を保有してはいない。なお、当社では従業員の営業活動について Web を活用した営業の推奨をしている。

当社の主要な取扱商品である PCS は海外からの輸入後は、国内の運送業者に物流（保管・運送）を委託している。利用している運送業者は SDGs に関する取り組みを積極的に行っている事業者であり、物流面での大気への取り組みは十分行われている。

（６）事業の中での資源循環及び廃棄物に関する事項

当社の主な事業は海外の制御機器や PCS の卸売及びそれらを中心とした高機能の太陽光発電システムの企画・販売及びコーディネート等である。よって当社の事業や業務の中で直接的に産業廃棄物が生じることはほとんどない。物流過程で使用する梱包材への対応の必要性等も含めて現時点では当社の事業・業務上での産業廃棄物の取り扱いに関する特段の課題はない。但し SE 社は 2025 年 12 月に日本法人を撤退しており、今後、同社の日本での営業活動や顧客サポート活動は国内販売の総代理店である当社等が行うこととなっている。今後、既存製品のサポート活動の中から発生する可能性がある廃棄物等への対応（静脈物流）に関して、リサイクルによる対応を含めた検討課題となる可能性がある。（従前は事業供用終了時には SE 社の日本法人が回収・リサイクルを行っていたが、撤退にあたり同社はユーザー自身による廃棄を求めている。）

当社では MLPE 機能を備えた高機能の制御機器・PCS による既存の太陽光発電システムのリパワリングを事業として行っている。大半の既存の太陽光発電システム（パネル）にて当社取扱製品を活用できる。MLPE 機能を活用したリパワリングを行うことにより既存の太陽光発電システムの環境の変化や一部モジュールの劣化等による発電量の低下を補い、既存の太陽光発電システムの発電量を増加させる効果を持っている。

まだ実証研究段階ではあるが、古い太陽光パネルの再活用（リユースパネル）において、モジュール毎の状況を踏まえて発電量を最適化する SE 社のパワーオプティマイザ等が有効に機能する可能性もあり、当社でも実用化に向けた取り組みを検討している。

（７）間接部門・全社共通に係る事項

当社では今後の事業拡大にあわせたシステム環境の整備にも取り組んでいる。その中で管理資料や社内システムや外部との取引に関するシステムの DX 化を進めている。既に営業や会議でのプレゼン用に社員にはノートパソコンを配布してペーパーレスでの実施を励行するなど紙の資源の廃棄物削減を行っている。

【２．１．８ 当社従業員の労働環境に関する事項】

（１）当社の雇用状況の概要

当社の 2026 年 5 月時点での雇用の状況は以下のとおりである。

- ・従業員数は 19 名。うち男性が 9 名、女性が 10 名である（女性比率は 52.6%）である。
- ・現在、当社には非正規社員（短時間勤務や有期雇用契約による社員等）はいない。また 2026 年 5 月時点で派遣契約による従業員の受入はない。
- ・2019 年設立の企業であり、従業員 19 名の平均年齢は概ね 36.3 歳と若く、65 歳を超える高齢者の従業員はいない。（就業規則では定年年齢を 65 歳と規定し、70 歳迄の継続雇用制度を設けている。）
- ・2026 年 5 月時点では技能実習や特定技能等による外国人就労者やその他の在留資格による外国籍の社員もいない。

（２）所定休日・有給休暇等に関する事項

当社の休日は土曜日、日曜日及び祝日等を休日とする完全週休二日制で、年間の所定休日数は 127 日（2025 年度実績 以下、本項において、前事業年度実績）である。有給休暇は法令に沿って付与している（未消化の有給休暇の翌年への繰り越しについても社内規定にて定めている）。有給休暇制度の他、慶弔による特別休暇制度も設けている。従業員の平均有給休暇取得率は概ね 80%であり、年 5 日の有給休暇は全従業員が取得している（ともに前事業年度実績）。

（３）労働時間・時間外勤務に関する事項

当社の労働時間は雇用している全職種において 9 時を始業、18 時を終業とする 1 日 8 時間勤務である（休憩時間は 60 分）。シフト等による勤務体制は規定しておらず、経常的に深夜勤務を行う体制とはなっていない。時間外勤務に関しては 36 協定を締結し、時間外での勤務を許容している。時間外勤務の状況は前事業年度実績では 23 時間程度である。時間外勤務に関してはシステムによる進捗管理を随時行っており、月内で時間外勤務の実績が一定時間を超過した従業員には指導を行うなど、時間外勤務の削減への取り組みが図られている。なお、当社には長時間勤務の対象となる従業員はいない。

（４）賃金・評価制度に関する事項

① 賃金水準・賃上げに関する事項

当社では従業員の賃金に対する方針として、まずは中小企業平均程度の水準は確保することで従業員の生活の安定化を図ることをベースにしている。その上で太陽光発電関連の業界の水準を踏まえ、習得した技能や成果に応じて賃金をスライドさせていく方針で取り組んでいる。前述の通り、当社は成長過程の段階にある企業であり、従業員の平均年齢も若い。当社では事業規模等の拡大や物価情勢等の社会状況等に併せて今

後も継続的に従業員の賃上げを実施していく方針である。

② 評価制度に関する事項

賃金の決定方法に関して、当社では現在客観的な基準・評価に基づく人事評価制度構築に向けて検討を行っている。

（５）採用及び人材育成に関する事項

従業員の採用に関して、当社は「理念共感型採用」という方針に基づき行っている。採用にあたっては新卒・中途採用とも当社の掲げる理念等（2.3 企業理念・経営方針等を参照）に共感できる人物を中心に採用・育成している。この方針による採用した従業員と理念に沿った事業運営を行っていくことで会社が成長していくことにより、従業員幸福度もあげていくことを目指している。当社の業務について他社での業界経験者に頼らなくてもよいよう、当社では新人教育に注力している。未経験者であっても当社の業務に対応できるように、太陽光発電事業に関する知識・技能を基礎からカリキュラムを編成して指導できる体制を構築している。

（６）福利厚生に関する事項

① 法定福利に関する事項

従業員の傷病、老齢、遺族に対する補償に関しては国の社会保険制度への加入により対応を行っている。

② 福利厚生制度に関する事項

従業員への福利厚生に関しては民間の会員制福利厚生サービスに加入し、ホテルやリゾート施設等の割引サービス等を従業員に提供している。

社内に業務中の飲料としてミネラルウォーター（ペットボトル）、コーヒー、紅茶等を社内に常備している。また健康にも配慮して、プロテインなども常備して、勤務中の従業員がいつでも自由に飲用できる環境を作っている。

③ 受動喫煙対策

社内では全面禁煙としている。

（７）従業員とのコミュニケーション、相談体制、メンタルヘルス、ハラスメント対策に関する事項

当社では暑気払いや忘年会等の社内イベントを実施して、社内での従業員のコミュニケーションの促進を図っている。従業員とのコミュニケーションに関しては２か月ごとに誕生日を迎える従業員とランチ会を実施している。その際に対象となる従業員にはプレゼントも用意するなどのカジュアルな接触も実施されている。また外部の専門家によるコーチング研修や 1on1 ミーティングを実施し、従業員が率直な意見を言いやすい環境を設けている。

（８）労働安全衛生に関する事項

① 労働災害発生防止に関する事項

当社の業務は企画や営業等が中心であり、大型の製造機械の操作など危険な作業が基本的にないこともあり、社内での労働災害は過去３年間発生していない。今後も心身の健康や熱中症などへの対策も含めて、労働安全衛生に関する労使の対話を行い、継続的に労働災害発生ゼロを目指していく方針である。

② 健康管理に関する事項

当社の従業員に求められる法定の健康診断は年一回の定期健康診断であるが、当社の従業員は全員が受診している。また当社は 2026 年度に健康経営優良法人（中小企業部門）の認定も取得している。

（9）育児介護休業法に関する事項

当社では育児介護休業に関する社内規定を設けている。過去、この制度の対象となる従業員がいなかったため現在までの取得実績は 0 名であったが、2026 年度は対象となる従業員が 1 名(女性)在籍しており、既に休業制度を利用している。当社では 2025 年の法令の改正に伴う育児介護休業制度の対象者への周知や意向の確認等を行っていく予定である。

2. 2 業界動向

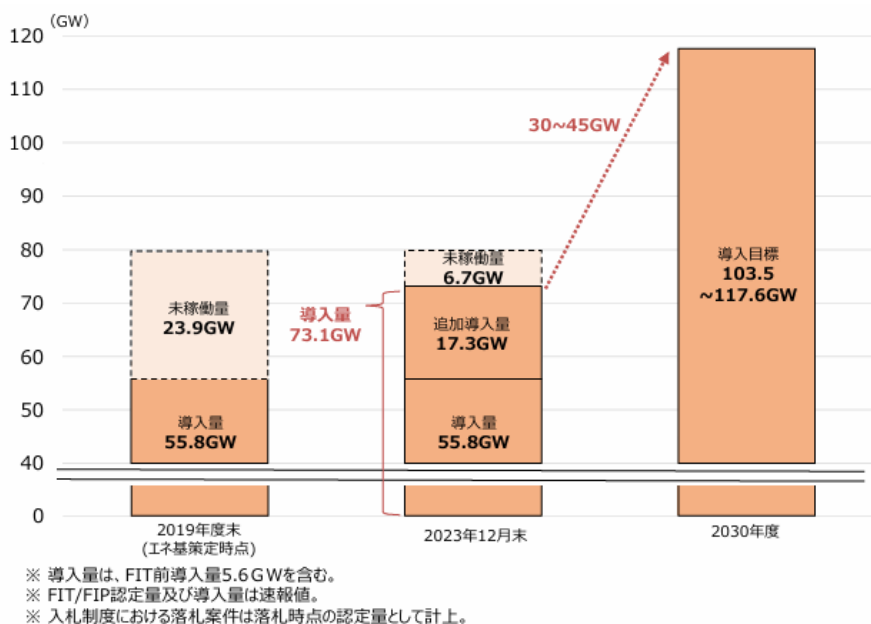
【2. 2. 1 太陽光発電事業の状況及び需要の動向】

(1) 太陽光発電の動向

資源エネルギー庁の資料によれば、再生可能エネルギーの普及状況は 2012 年 7 月の FIT 制度開始により導入が大幅に増加しており、2011 年度の 0.4%から 2022 年度には 21.7%まで拡大している。うち当社の事業に関連する太陽光発電の割合は約 9.2%と再生可能エネルギーの中核であり、年間発電量は 926 億 kWh に達しているといわれている。

政府の 2030 年度の太陽光発電の導入目標は 2023 年 12 月末時点での 73.1GWから 103.5～117.6GWを目指しており、太陽光発電の伸びは今後も見込まれる。

(図表 6：太陽光発電の導入状況)



(資源エネルギー庁 公表資料より引用)

(2) 太陽光発電設備の設置に関する状況

日本の太陽光発電設備は主に家庭の屋根に設置する「住宅用（10kW 未満）」と野立てや工場等の屋根の上などに設置する「産業・事業用（10kW 以上）」に大別される。現在稼働中の発電所の総数は 3,186,317 件（うち住宅用太陽光（10kW 未満）は 2,482,520 件（全体の約 78%）、産業用太陽光（10kW 以上）は 703,797 件（全体の約 22%））である。住宅用については ZEH（※10）の標準化や電気料金高騰への防衛及び各自治体での補助金等の拡充の効果もあり、年間 20～22 万件程度の安定した新規設置が続いている。大手ハウスメーカーの ZEH への取り組みの標準化等により、新規の個人の注文

※10 ZEH(Net Zero Energy House ネットゼロエネルギーハウスの略)：高断熱と省エネルギーで消費エネルギーを減らし、太陽光発電などで電気等のエネルギーを創ることで、一年間の一次エネルギー消費量の収支を「ゼロ」以下にする住宅のこと。2025 年より改正建築物省エネ法により全ての新築住宅で新「省エネ基準」による住宅建設が義務づけられているが、2030 年からは基準がさらに引き上げられ、ZEH 水準での省エネ性能が完全義務化される。大手のハウスメーカーでは 2030 年を待たずに現時点で標準仕様にて ZEH 水準での住宅を建設している。

住宅における太陽光発電設備の設置率は約 57%に達しているが、全世帯（アパート・マンション含む）は全体の約 6.3%にとどまっております。まだ低い水準である。

産業用については買い取り価格の引下げやメガソーラーへの規制強化及び送電線の空き容量不足等の要因により、新規の事業計画認定件数は最盛期の数%程度まで減少し年間 4,000～5,000 件程度となっている。既存の太陽光発電のリパワリングに関する正確な統計資料は見当たらないが、FIT 制度導入当初（2012～2016 年頃）に設置されて現在 10 年以上経過している太陽光発電所は約 46 万件あるといわれており、これらが 2032～2036 年に FIT 買取期間終了（いわゆる「卒 FIT」）を迎えることとなるため、今後、最新の PCS への交換等が増加していくものと見込まれている。

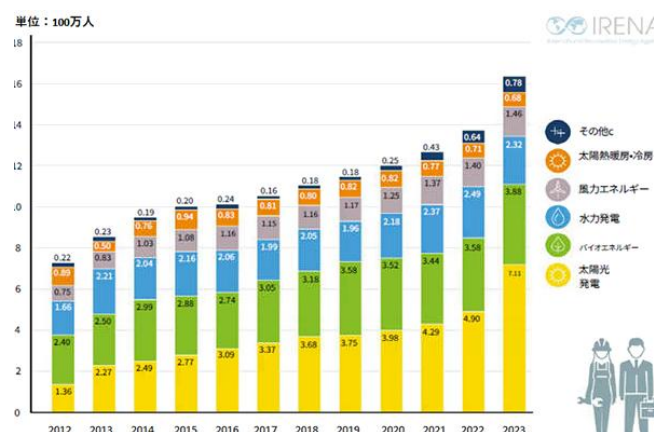
国としてもこのリパワリングを後押しする動きを推し進めており、既設太陽光発電所の集約や長期安定運用、そして効率化（リパワリング）を担う事業者を認定する「長期安定適格太陽光発電事業者」制度を 2025 年 4 月に創設している。

【2. 2. 2 太陽光発電関連事業の雇用の状況】

（1）世界での雇用全体の状況

国際労働機関（ILO）等は 2024 年 10 月に、「再生可能エネルギーと雇用 2024（Renewable Energy and Jobs—Annual Review 2024）」を発表している。地球規模で進む気候変動に対処するため、化石燃料エネルギーから再生可能エネルギーへの転換は喫緊の課題となっている。報告書では再生可能エネルギーに関する雇用の状況を分析するとともに、エネルギー転換を進めるにあたり女性や若者など多様な人材に必要な教育訓練を行い、労働条件や労働者の権利を尊重することが必要だと指摘している。この報告書によれば 2023 年の再生可能エネルギー関連の雇用者数は前年の 1,370 万人から 250 万人増加（増加率では 18%増）して 1,620 万人（うち太陽光発電関連が 710 万人）と過去最大の水準を記録している。再生可能エネルギーの発電量の力強い成長と、施設の建設が引き続き拡大していることを示している。（下記図表 7 参照）

（図表 7：再生エネルギーの種類別雇用者数の推移（2012～2023 年））



（独立行政法人 労働政策研究・研修機構の HP より引用）

(2) 国内での雇用状況の概況

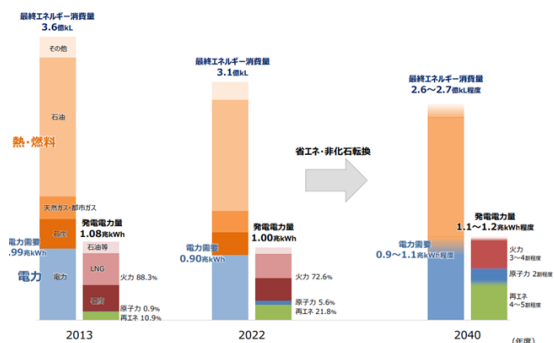
2026 年 8 月時点の厚生労働省が提供する職業情報提供サイト（Job-Tag）「職種：太陽光発電の企画・調査（全国ベース）」によると、本職種での全国就業者数は 3,737 千人、就業者数の平均年齢は 43 歳、平均給与は 736 万円、有効求人倍率は 0.51 倍となっている。前述のとおり業界規模や雇用環境等が増加していく中でも、求職者からの人気も高い状況がうかがえる。

【2. 2. 3 太陽光発電に関する主な法令・国の施策・指針等】

① 第七次エネルギー基本計画について

我が国では 2002 年に施行されたエネルギー政策基本法に基づき概ね 3 年ごとに国の中長期的なエネルギー施策についての計画を策定している。2025 年に策定した第七次エネルギー基本計画では、従来から引き続き S+3E（※11）をエネルギー政策の基本とし、2040 年度のエネルギー需給構造・電源構成の目標値や方向性を明示している。この計画では、今後 GX 2040 ビジョン（※12）でも示している DX や GX の進展に伴う電力需要の増加に対応するため、再生可能エネルギーによる電力供給の比率を 40～50%に拡大するとし、そのうち太陽光発電の割合を 23～29%に設定して太陽光発電を今後の電力供給の中核に据えている。また屋根置き型の発電設備や営農型太陽光発電設備など多様な形態での太陽光発電に取り組むことも明記している。また、この計画では再生可能エネルギーでの電力供給の不安定さを吸収するため、蓄電池・揚水設備の普及や活用及び需要応答での対応など柔軟性のあるリソースの整備も重要視している。

（図表 7：エネルギーの需給見通し）



（資源エネルギー庁の HP から引用）

② 太陽光発電に関する法令・施策の動向

政府は大規模太陽光発電事業所（メガソーラー）などの新設の際に求める個別の環境影響評価（環境アセスメント）について、現在は発電出力が 3 万 kW を対象としている基準を 1.5 万 kW など規模の小さいプロジェクトも対象にするなど基準を引き下げ、環境破壊につながる新たな開発を防ぐ方針である。また、土砂の流出や地盤崩壊を防ぐため太陽光発電設備の設置に際して、森林法・宅地造成等規制法・砂防三法（砂防法・

※11 S+3E：従来の安定供給(Energy security)・経済性(Economic efficiency)・環境(Environment)の 3 つの基本政策に、2011 年の東日本大震災以降、安全性 (Safety) を強化したエネルギー基本計画の基本となる視点のことである。

※12 GX 2040 ビジョン：脱炭素と経済成長の同時実現を目指す国の中期ビジョンのこと。再エネ・蓄電などの技術や産業の発展を通して、投資や制度の予見可能性を高めることを目的に策定している。

地すべり等防止法・急傾斜地法）などによる許認可の厳格化の動きも見られている。また、安全・適合性に関しては第三者検証制度の設置も検討されている。

再生可能エネルギー特別措置法では2022年改正により、FIT期間終了前の10年間に発電出力10kW以上の全ての事業者に廃棄費用の積立を義務化している。また、同法の2024年の改正によりFIT、FIP（※13）認定を申請する太陽光発電設備について住宅用、屋根設置型の太陽光発電設備を除き、事業者に対し、事前周知措置の実施や説明会の開催を義務化している。このように太陽光発電設備による環境などに対する政府の規制は厳しくなっている。なおFIT、FIP制度についても2027年度以降に大規模地上型発電設備で段階的縮小・廃止など支援の対象から外す方針の検討が見込まれている。

③ SSBJ基準に基づくサステナビリティ開示規制

SSBJ（※14）基準とは国内のサステナビリティ基準委員会が国際的サステナビリティ基準（ISSB）を踏まえて制定した企業のサステナビリティに関する開示基準である。国内では2026年2月に金融商品取引法（金商法）に基づく「企業内容の開示に関する内閣府令」によりこの基準による企業情報の開示が義務化された。これにより対象となる企業は温室効果ガス（GHG）の排出量（Scope1,2,3）の算定と開示等が求められることになった。有価証券報告書等におけるこの規制の適用スケジュールは段階的に設定されており、以下の3段階で適用が予定されている。

- ・2027年3月期：時価総額3兆円以上の企業
- ・2028年3月期：時価総額1兆円以上の企業
- ・2029年3月期：時価総額5,000億円以上の企業（将来的には全プライム上場企業に拡大予定）

④ 排出権取引制度について

国や企業ごとに二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量の上限（キャップ）を定め、枠が余った企業と不足する企業の間でその権利を売買する仕組みである。日本ではGX推進法に基づき、2026年度から本格的な排出量取引制度（GX-ETS）が始動している。この制度の義務化の対象となるのは、鉄鋼、化学、セメントなどのエネルギー多消費型産業・製造業や発電・エネルギー関連事業者で二酸化炭素（CO₂）の直接排出量（Scope1）が直近3か年度の平均で年間10万トン以上の事業者（法人）であるが、中小企業等への影響も予想されている。

【2. 2. 4 太陽光発電設備に関連する技術の状況】

① ペロブスカイト太陽電池について

ペロブスカイト太陽電池とはペロブスカイト結晶を用いた太陽電池のことである。従来の色素の代わりにペロブスカイト材料を用いて発電する技術で、2009年に日本で開発されたものである。開発当初のエネルギー変換

※13FIP制度：Feed-in Premiumの略のこと。前述のFIT制度に加え2022年4月に導入されたもの。再生可能エネルギーによる電力を売電した際、売電価格に一定の「プレミアム」を上乗せして交付する。これにより、市場価格に応じた売電を促し、需要のある時間帯での発電や蓄電池の活用を促進することを目的としている。

※14 SSBJ（サステナビリティ基準委員会）：日本におけるサステナビリティ情報の共通基準を開発するために公益財団法人財務会計基準機構（FASF）の内部組織として2022年に発足した機関のこと。国際的な基準であるISSB（国際サステナビリティ基準審査会）の基準と整合性を図りつつ、日本企業の実務に配慮した国内基準（SSBJ基準）を制定している。

効率は 3.9%程度と低かったが、近年技術開発により変換効率が高まっている。この電池は低コストで製造ができるため、今後の実用化が期待されている。また、この方式による太陽電池は軽量で柔軟性があるため、従来では設置が難しい場所（ビルの壁面や曲面）での設置などの用途の拡大が見込まれる。一方、環境への影響や耐久性などでの課題も残されている。この技術による発電設備は複雑な形状での設置（最適性）や人の手に触れる場所での使用（安全性）が見込まれるため、モジュールごとに対応を行う当社取り扱い製品への需要にもつながる可能性はある。

2. 3 企業理念、経営方針等

【企業理念】

OUR CREDO(わが信条)
私達は、RE-INNOVATIONS の活動を通じ、 安心・安全・安定的な再生可能エネルギーの普及促進を行い 社員をはじめ、弊社に係る全てのかけがえのない仲間と共に、 未来の社会と子供達のために「今できることは何か」に真剣に、向き合い、行動、実践します。



【経営方針】

6つのセグメントによる事業運営
当社は太陽光発電に関する事業分野を以下の6つに分類。従業員の中からそれぞれの分野にセグメントリーダーを立て各リーダーが責任を持って担当する事業を運営していく方針としている。 ①ノンフィット： 再生可能エネルギーの需要家に向けて野立ての太陽光発電所を開発・販売を行う事業。 ②リパワリング： 一定の使用期間が経過した太陽光発電所を当社の取扱製品を活用し発電効率をあげる事業。 ③住宅PPA： 個人の住宅での太陽光発電に関する事業（PPA方式による初期投資不要の設置方式を含む）。 ④O&M： 太陽光発電所の運用・運用管理及び保守・点検を行う事業。 ⑤自家消費： 工場や商業施設等の屋根に設置するPPA方式の太陽光発電所を開発していく事業。 ⑥販売促進： SE社のパワーオプティマイザやEE社のマイクロインバーターを拡販していく事業。

2. 4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【2. 4. 1 自然環境面（プラネタリー・バウンダリー）での取り組み】

1. 当社の製品やサービスの提供による自然環境への貢献に関する取り組み

● MLPE 技術を用いた高効率の制御機器や PCS による太陽光発電事業の拡大への取り組み

当社は太陽光発電を効率的に行うことが可能な MLPE 技術による制御装置や PCS を用いた太陽光発電システムを取扱っている。この機能は発電モジュールの機能そのものを高める訳ではないが、モジュールごとの日照条件や劣化、損傷、汚れ等による発電機能の低下による他のモジュールへの影響を抑えるために各モジュールの発電量を最適化することでパネル全体の発電量を最大にすることを可能にしている。

（当社比では約 8～15%の効果を見込んでいる）

このように当社では同じ条件でもモジュールの状況に併せて太陽光発電の発電効率を最適化する MLPE 技術を普及させることにより、再生可能エネルギーによる発電量を増加させ、既存の電力ネットワークによる CO2 の排出量を削減することに寄与している。

2. 当社の事業や業務の中での自然環境への取り組み

● 事業・業務の中でのエネルギー消費の削減に関する取り組み（CO2 排出量削減への取り組み）

当社は自社で取り扱っている高機能の制御機器及び PCS を活用して事業用発電（低圧）を行っている。この施設で発電した電力は FIT 制度により売電を行っている（現在 45 か所）。今後もこの事業を安定的に行うことにより電力ネットワークへの電力の供給を継続していく方針である。

● 廃棄物の処理・資源のリサイクルへの取り組み

当社は現在の事業・業務では産業廃棄物の取り扱いに直接かかわることは少ない。但し今後 SE 社が日本での直接の販売サポート体制を終了し、当社が国内での販売総代理店として、その業務を引き継ぐこととなっている。よって今後は当社にとっても静脈物流（使用済みの PCS 等の取り扱い）が求められる可能性もある。

現時点では SE 社はユーザーに対し、事業供用後の同社（SE 社）の製品（パワーオプティマイザや PCS）はユーザー自身による廃棄を求めているが、当社としては今後この点に関して環境側面とビジネスとしての側面から対応を検討していくことになる。当社の取り扱う制御機器や PCS は、太陽光パネルとは異なり、処分を行う場合には産業廃棄物又は一般廃棄物として処分されることになる。但し PCS は一般的に分解してリサイクルされることも多いと言われ、かつ当社の扱う SE 社、EE 社は製品の設計の段階からリサイクル度が高い設計がされている、と言われている。この点も踏まえて今後検討していくことになる。

事務所内での紙の利用に関しては引き続き削減に取り組む方針である。

【2. 4. 2 社会面（個人のニーズ）に関する取り組み】

1. 当社の製品・サービスの提供による社会への取り組み

●太陽光発電における安全性 見える化（DX 化）の推進への取り組み

当社の取り扱う製品は MLPE 技術を活用することにより、災害や設置された建物での火災発生時にモジュールによる発電を即座に切断することができる。現時点では日本国内において、この機能を義務化するなどの法規制等はないものの、アメリカなど一部の国では既に法規制化もされており、社会的な問題となっている。日本国内でも MLPE 技術やラピッドシャットダウン機能に着目した動き（東京都や東京消防庁等）はあるものの、未だ一般的な認識には至っていないという状況である。当社ではモジュール単位でのラピッドシャットダウン機能に優れた SE 社や EE 社の機器を普及させることにより、日本の太陽光発電業界において「ラピッドシャットダウン機能の重要性」等の安全性に関する認識を広めていく方針である。

2. 当社の事業や業務の中での社会に関する取り組み

（1）働きやすい職場環境づくりに関する取り組み

① ワークライフバランスの拡充に関する事項

●時間外勤務の削減等労働時間の短縮に関する取り組み

当社は時間外勤務削減に関して管理面の拡充等に取り組んでいるが、従業員の健康管理、ワークライフバランスの拡充及び業務効率化の観点から一層の時間外勤務の削減に取り組むものとしている。今後、当社は企業規模の成長や業務の拡大も見込まれる中ではあるが、当社としては時間外勤務に関しては最大でも月 20 時間という方針で臨んでおり、そのために適正な人員の確保、業務の効率化、時間外管理の徹底（申請・報告の適正化や進捗管理の励行）にも取り組んでいく方針である。

●育児・介護休業制度に関する取り組み

当社では法令に従い育児介護休業に対する対応について社内でも規定を設けている。従来は対象となる従業員がいなかったため、当社における育児介護休業の取得実績はなかったが、2026 年度は社内に 1 名の対象者が在籍しており、既に育児介護休業を取得している。当社では引き続き対象者の把握や対象者への意向の確認等により従業員の育児介護休業の取得に努めると共に、育児介護休業が取りやすい業務の運営に努めていく方針である。

② 公正な処遇や労働条件に関する取り組み

●賃金・給与制度に関する取り組み

当社は 2019 年設立の若い企業であり、事業の成長過程にある企業である。太陽光発電関連の職種は需要も多いが、希望者も比較的多い職種である。また求められる技能の専門性等により、業界としての平均賃金は一般業種に比べて比較的高い水準にある。当社では自社の事業の成長や物価上昇等の社会情勢の変化に対応しながら、従業員に対しては専門技術の習得等の人材育成と併せ、業界平均以上の給与水準を目指していく方針である。また事業規模の拡大（従業員数の増加）に併せて、従業員に納得性がある客観的な人事評価制度を構築していく方針である。

● 女性活躍推進に関する取り組み

当社は 2026 年 5 月時点において従業員の女性比率は 52.6%と高い企業である。今後当社の事業を拡大していくにあたり、従業員数の増加も必要となるが、その際にも女性の特性や立場を十分に活かして雇用の拡大に取り組む予定である。また男女を問わず育成していくという方針のもと、女性による管理職・リーダー職の育成にも取り組んでいく方針である。

また、この取り組みに関して厚生労働省が用意する女性活躍推進法のスキーム（一般事業主行動計画の策定やえるばし認定）の活用についての検討もしていく方針である。

③ 人材の育成及び能力の開発に関する取り組み

● 当社の理念を共有し、高性能な太陽光発電システム事業を担う人材の育成に関する取り組み

当社は海外の進んだ MLPE 技術を有した SE 社、EE 社の製品を取り扱っている。この製品は従来型の汎用的な太陽光発電システムとは異なる特性をもち、太陽光発電システムの安心、安全、見える化に大きく貢献する一方、技術的には汎用型とは異なる複雑な要素もある。また高性能ゆえに他の製品より価格帯は若干、高くなる。長期に使用することでその価格差は十分回収できると見込まれるが、導入時や提案時にはその価格差に関する商品知識や社会的ニーズも十分把握したうえでの営業が必要となる。当社ではこのような事業方針に共感できる人材を募集し、会社による費用負担も行いながら、その理念を実現できる人材を育成していく方針である。また現在、太陽光発電に関する事業を 6 つのセグメントに分けて取り組んでいるが、これらの活動を経営陣主導ではなく、若手社員をセグメントごとのリーダーとして専任し、外部講師による指導も含めて、自ら企画・計画の立案、策定したプランの実行及び確認が出来るよう育成するなど従業員の育成に注力している。

④ 健全な労働環境・労働安全衛生に関する取り組み

● 職場のコミュニケーション、カルチャー、エンゲージメントに関する取り組み

当社は従業員とのコミュニケーションを重視し、集団的なイベントの開催、誕生日でのイベント、経営陣と従業員のワンオンワンミーティング等を実施しているが、当社では従業員の意識調査を更に深めるために商工中金グループが実施する従業員意識調査「幸せデザインサーベイ」を当期（2026 年 9 月期）に取り組む予定である。現時点では調査の集計中であるが、データによりあらわされた従業員の意識・人事労務上の課題の抽出・検討を行いその課題解決に取り組んでいくことにより、従業員の幸福度を更に上げていく方針である。

⑤ 雇用全般に関する取り組み

● 業務を支える雇用の拡大に関する取り組み

当社は今後の事業拡大に向けて、当社の理念に共感できる人物を中心に採用し、独自の製品を扱う当社の特殊性も踏まえて十分な教育研修体制をとることにより、規模拡大・新規の事業検討に必要な従業員を確保していく方針である。一方、社内での働きやすい職場環境や性別・年齢・国籍等による差別のない体制を維持、整備して従業員の定着化も図っていく方針である。

（２）その他の取り組み

① データプライバシーに関する事項

●サイバー攻撃や不正アクセスから製品を防御する取り組み

前述のとおり当社の取扱製品はインターネット回線と接続している。このことから当社の取扱製品自体がサイバー攻撃や不正アクセスの対象となる可能性を持っていることとなる。これらの攻撃により取扱機器自体の制御に影響を及ぼす可能性がある他、取扱製品とインターネット回線を通して繋がっている他のシステムにも影響を及ぼす可能性も考えられる。そのため当社では取扱製品に関するサイバー攻撃や不正アクセスの防止に対する取り組みを行っている。この取り組みは本来 SE 社等の製品メーカーが取り組む行為であるが、SE 社は既に日本法人を撤退しているため、総代理店である当社が SE 社と連携して対応の検討及び日本国内での手続きを行っているものである。

具体的には経済産業省が制定し、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が運営を行っている「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」による認定を受けていく方針である。JC-STAR 制度には★１つから４つまで様々なレベルが設定されているが、現時点で PCS に用意されている基準は★１までであり、当社では 2027 年 4 月までにまずは JC-STAR のレベル★１の取得（自己適合宣言）を行う予定である。PCS 等に関する JC-STAR 制度でのレベル★２以上の要件は今後順次制定されていく予定であるが、当社では SE 社と連携して上位基準の制定に併せて、都度上位のレベルの認証を取得していく方針である。（制度上レベル３以上は第三者評価が必要となる予定である。）

【２．４．３ 社会経済面（人間の集団的のニーズ）に関する取り組み】

（１）新規事業への取り組み

●太陽光発電に関する新たな事業への取り組み

当社は太陽光発電に係る事業については時代の変化、技術の変化、法規制等の変化にあわせて、柔軟な事業上の対応を行っている。現在はこれらの変化を踏まえて、事業を 6 つのセグメントに分類し、それぞれリーダーを立て、推進を図っている。また SE 社の日本法人の撤退という事業環境の変化にあわせて、今後太陽光発電に関する静脈物流の検討も行っていく方針である。

（２）中小企業・地場産業へ振興への取り組み

●多くの中小企業の振興への取り組み

太陽光発電に関する事業は、設置者の点では大企業、中小企業を問わず幅広いニーズがある事業である。また EPC 事業者、工事業者に関しては多数の中小企業が参画している。当社の提供する発電効率や安全性に関して海外の優れた技術を活用した太陽光発電事業の普及への取り組みに関しても、これらの多くの中小企業の振興に寄与している。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他機械器具の卸売
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、生物種、生息地、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
エネルギー、インフラ、 気候の安定性、資源強度	➤ 事業・業務の中でのエネルギー消費の削減に関する取り組み (CO2 排出量削減への取り組み)
雇用	➤ 業務を支える雇用の拡大に関する取り組み

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
データプライバシー	➤ サイバー攻撃や不正アクセスから製品を防御する取り組み
健康および安全性	➤ 時間外勤務の削減等労働時間の短縮に関する取り組み ➤ 職場のコミュニケーション、カルチャー、エンゲージメントに関する取り組み (幸せデザインサーベ이를活用した従業員幸福度の向上)
社会的保護	➤ 育児・介護休業制度に関する取り組み
賃金	➤ 賃金・給与制度に関する取り組み
資源強度、廃棄物	➤ 廃棄物の処理・資源のリサイクルへの取り組み

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ・インパクト) エネルギー、 零細・中小企業の繁栄、 気候の安定性 (ネガティブ・インパクト) 健康および安全性	➤ MLPE 技術を用いた高効率の制御機器や PCS による太陽光発電 事業の拡大への取り組み ➤ 太陽光発電における安全性 稼働状況の見える化(DX 化)の推進 への取り組み ➤ 多くの中小企業の振興への取り組み
(ポジティブ・インパクト) 教育 (ネガティブ・インパクト) 社会的保護	➤ 当社の理念を共有し、高性能な太陽光発電システム事業を担う人 材の育成に関する取り組み
(ポジティブ・インパクト) 雇用 (ネガティブ・インパクト) ジェンダー平等	➤ 業務を支える雇用の拡大に関する取り組み ➤ 女性活躍推進に関する取り組み

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜ポジティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
賃金	➤ 当社は 2019 年設立で、従業員の平均年齢も若い企業であるが、事業の成長にあわせた賃上げ等は実施されている。（ネガティブ・インパクトの緩和への取り組みにて特定している。）

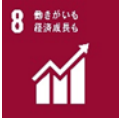
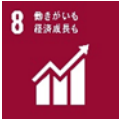
＜ネガティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
気候の安定性	➤ 当社は自社で輸送用及び営業用の自動車を保有していない。また自社の事業で使用するための大量のエネルギー消費を要する機械設備等も保有していない。 ➤ 輸送及び保管については陸上輸送、海上輸送とも SDGs への取り組みが行われている大手運送事業者に委託している。
水域	➤ 当社の事業で大量の水を直接使用、排水することはない。 ➤ 物流の過程において当社は海上輸送も活用しているが、コンテナ貨物による大型船による輸送を主体としている。大型船については ISM コードにより廃棄物の排出や油の漏洩等により基準が定められている、 よって当社事業活動により、海洋汚染等水域に影響を及ぼす可能性は少ない。
大気	➤ 当社の事業から大気中に留意を要する排出物を排出することはない。 ➤ また物流に関して当社は自社の車両を保有せず、SDGs への取り組みが行われている大手運送業者に委託しており、大気への排出物に関して影響を及ぼす可能性は少ない。
生物種、生息地	➤ 上記も含め当社の事業に関する製品の輸送において、生物や生息域に直接影響を及ぼす可能性は少ない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

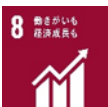
当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。
なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

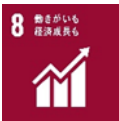
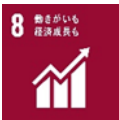
特定したインパクト	「雇用」		
取組内容（インパクト内容）	・業務を支える雇用の拡大に関する取り組み		
KPI	● 2030 年 9 月期までに雇用する従業員数（正社員数）を 30 名にする。 （2026 年 5 月時点での正社員数は 19 名）		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 採用活動（媒体や求人方法）の多様化を検討する。 ➢ 多様な働き方への取り組みを検討する。 ➢ 働きやすい職場環境の整備を継続して行い、従業員の定着率の向上を図る。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	「データプライバシー」		
取組内容（インパクト内容）	・サイバー攻撃や不正アクセスから製品を防御する取り組み		
KPI	① 2027 年 4 月までに当社が取り扱うパワーオプティマイザ等の製品に関して経済産業省が認定する JC-STAR(★1)を取得する。 ② 以後も法令や基準の改正等を踏まえ、事業に必要な JC-STAR の★レベルをあげた認証の取得等を行う。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ SE 社と連携して、技術の動向や国内の法令等や状況の変化にあわせて必要な技術対応を行っていく。 ➤ レベル（★2）以上の基準の制定に併せて、順次認証取得に必要な手続きを行っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
	16.10	国内の法律や国際的な取り決めにしたがって、だれでも情報が手に入れられるようにし、基本的な自由がおかされず、守られるようにする。	

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取組内容（インパクト内容）	・時間外勤務の削減等労働時間の短縮に関する取り組み		
KPI	● 毎期、従業員の月平均時間外勤務時間の実績を 20 時間以内とする。 （2025 年 9 月期の実績は 月平均で 23 時間）		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 作業の効率化や標準化を図る。 ➢ 事業の拡大に併せた適正な人員を確保する。 ➢ 時間外勤務に関する報告・実績確認の手続きを適正に行う。その上で時間外勤務実績の進捗状況を管理し、必要に応じて上司等からの指導を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取組内容(インパクト内容)	・職場のコミュニケーション、カルチャー、エンゲージメントに関する取り組み (幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上)		
KPI	● 2026 年 9 月期中に幸せデザインサーベイ調査を実施し、その結果を踏まえて当社の課題とその改善に関する取り組み方針の検討を行う。具体的な取り組み内容・KPI は幸せデザインサーベイの調査結果を踏まえて検討する。 改善の取り組みの成果のついては後日、改めて幸せデザインサーベイ調査等を実施することにより確認する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 継続的に「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い働きがいのある企業を目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	「賃金」		
取組内容（インパクト内容）	・賃金・給与制度に関する取り組み		
KPI	● 賃金に関して、毎期、従業員の平均賃上げ率を、前年の消費者物価上昇率（※13）以上とする賃上げを行う。 ※13：毎年1月に総務省が公表する前年の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の年間上昇率（2025年は3.1%）を指標とする。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 販売に関する事業計画を達成する。 ➤ 原価・経費の低減を行う。 ➤ 適正な評価・分配の実施を継続する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

【ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	(ポジティブ・インパクト) 「エネルギー」「零細・中小企業の安定」「気候の安定性」 (ネガティブ・インパクト) 「健康および安定性」		
取組内容(インパクト内容)	・MLPE 技術を用いた高効率の制御機器・PCS による太陽光発電事業の拡大への取り組み ・太陽光発電における安心 安全 見える化の推進への取り組み ・多くの中小企業の振興への取り組み		
KPI	● 2030 年 9 月期までの各期で、MLPE 技術を用いた高効率の制御機器や PCS 等を利用した太陽光発電システムを発電出力ベースで年間、40MW（メガワット）以上とする。 (2025 年度の年間実績は 20MW)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 人員を育成し販売体制を強化する。 ➢ 各セグメント別に、当社製品の優位性、社会のニーズ等を整理した販売促進のためのプログラムや手順等を整理する。		
貢献する SDGs ターゲット	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む。	

特定したインパクト	(ポジティブ・インパクト)「教育」 (ネガティブ・インパクト)「社会的保護」		
取組内容 (インパクト内容)	・当社の理念を共有し、高性能な太陽光発電システム事業を担う人材育成に関する取り組み		
KPI	(セグメントリーダー育成に関する事項) ① 各セグメントリーダーに関する研修・指導を 2027 年 9 月期までは月 1 回以上継続して行う。(その後は達成度合いに応じて対応を検討する) ② 2030 年 9 月期までの事業年度においてセグメントリーダーにより推進していく 6 つのセグメントのうち、50%以上のセグメントではリーダーが企画立案した計画数値を達成する。 (新人教育に関する事項) ③ 2027 年 9 月期中に新入社員向けの教育研修プログラムを整備する。 ④ 2030 年 9 月期までに③を活用して、10 人の新入社員が独立して営業、企画等を行えるレベルに育成する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 研修制度を整備して、会社全体でその研修制度をサポートする ➤ 成長の過程や実績に対して適切な評価、フィードバックを行う。 ➤ 外部の他の企業との連携や情報交換の機会を設ける。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	4.5	2030 年まで、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	(ポジティブ・インパクト)「雇用」 (ネガティブ・インパクト)「ジェンダー平等」		
取組内容（インパクト内容）	・女性活躍推進に関する取り組み		
KPI	① 2030年9月期までに管理職・リーダー層における女性の割合を20%以上とする。 (現状は0名) ② 2030年9月までに女性活躍推進法におけるえるばし認定(3ツ星)を取得する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 性別を問わない公平な採用・育成・処遇を行う ➤ 女性雇用に関する当社の課題を整理する		
貢献する SDGs ターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	 5 ジェンダー平等も実現しよう
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	 8 働きがいも経済成長も

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
資源強度、 廃棄物	➤ 廃棄物の処理・資源のリサイクルへの取り組み	・事業環境の変化の直後であり、現時点では取組方針等を検討している段階であるためKPIを設定した取り組みは行わない。 ・本文記載のとおり、当社に事業の物流において製品の梱包はメーカー側が梱包し、工事業者等側がその梱包を開封する形態となっているため、当社の事業そのものに梱包材等が関与することはない。 ・日常業務での廃棄物の削減等への取り組みは十分に行われている。

5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、岸田代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、岸田社長を最高責任者、中嶋エグゼクティブアシスタントをプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	岸田 隼人
(プロジェクト・リーダー)	経営企画部	中嶋 唯
(事務局)	管理部	三好 綾子
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190